

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	41-1	担当課	薬務衛生課
法令名	理容師養成施設指定規則	根拠条項	12-2、13-1	不利益処 分の種類	指示、指定の取消し
○理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号） （報告の徴収及び指示） 第十二条 2 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。 （指定の取消し） 第十三条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設が第四条の規定による基準に適合しなくなったと認めるとき、その設立者が第六条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。 <第四条の規定による基準> （養成施設指定の基準） 第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程に係る基準 イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。 ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。 ハ 教科科目及び単位数は、別表第一（美容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。 ニ 理容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。 ホ 理容師養成施設の長は、専ら理容師養成施設の管理の任に当たることができる者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。 ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）。ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。 ト 教員は、別表第三の上欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。 チ 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とすること。 リ 卒業の認定の基準が適当であると認められること。 ヌ 校舎は、教員室、事務室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。 ル 普通教室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。					

- ヲ 実習室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。
- ヾ 建物の配置及び構造設備は、ヌからヲまでに定めるもののほか、学习上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- カ 学习上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。
- ヨ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適当と認められる額であること。
- タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。

二 夜間課程に係る基準

- イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。
- ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

- イ 第一号のイ、ハ（単位数に係る基準を除く。）、ニ、ト、リ、ヨ及びタに該当するものであること。
- ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。
- ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。ただし、通信課程に美容修得者課程のみを設ける場合の専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は一人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。
- ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける理容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね一・五倍以内であること。
- ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

○理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第42号）

2 理容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける一学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適当としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することができる。

○聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設の指定の基準（平成20年厚生労働省告示第43号）
 ○矯正施設における理容師養成施設の指定の基準（平成20年厚生労働省告示第44号）

別表第一〔第四条〕

課目		単位数
必修課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	化粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上

	理容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	三十単位以上
小計		四十七単位以上
選択課目		二十単位以上
合計		六十七単位以上

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十分時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第一の二〔第四条〕

課目		単位数
必修課目	理容技術理論	四単位以上
	理容実習	二十三単位以上
小計		二十七単位以上
選択課目		七単位以上
合計		三十四単位以上

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十分時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第二〔第四条〕

(定員×一学級の週当たり平均授業時間数) / (40×15)

別表第三〔第四条〕

関係法規・制度	<ul style="list-style-type: none"> 一 旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において法律学を修めた者 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者であつて、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者 三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 衛生行政に三年以上の経験を有する者 五 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験又は司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験に合格した者
衛生管理 保健	<ul style="list-style-type: none"> 一 医師 一 歯科医師

	<p>三 薬剤師 四 獣医師 五 保健師 六 助産師 七 看護師 八 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
<p>化粧品化学</p>	<p>一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において化学を修めた者 三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号（実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において化学を修めた者 四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者 五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
<p>文化論</p>	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの （一） 一から三までに定める者に準ずると認められる者 （二） 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>
<p>運営管理</p>	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第</p>

	<p>二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>
理容技術理論 理容実習	理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
選択課目	それぞれの課目を教授するのに相当と認められる者

<第六条の規定>

(変更等の承認)

第六条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第三条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき（新たに美容修得者課程を設けようとするときを含む。）及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。
- 3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止（美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。
 - 一 廃止の理由
 - 二 廃止の予定年月日
 - 三 入所中の生徒があるときは、その処置
 - 四 指定養成施設を廃止しようとする場合にあつては、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を保存する者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）並びに当該書類の承継の予定年月日